

日時:2021年12月11日(土)
場所:NWECフォーラム2021

男女共同参画と 災害・復興ネットワークの10年

ロビー活動の展開

ネットワーク代表 堂本暁子



2011年3月11日 東日本大震災発生

- ・地震・津波・原発事故が重なった重層的な災害。
- ・岩手、宮城、福島3県にまたがった大規模災害。
- ・長期に渡り、高齢者や障がい者などが深刻な状況におかれた。



男女共同参画と災害・復興ネットワークの結成

6.11シンポジウムを開催 内閣総理大臣あての要望事項を決定



内閣総理大臣あての第1回要望書

1. 意思決定の場への女性の参画
2. 復興計画に女性や高齢者、障害者など被災当事者が主となって仕組みをつくること

復興基本法の成立に向けて8月30日までに、国会、関係省庁に15回にわたり要望書を提出。

要望活動の成果

1. 災害対策基本法の改正：知事や市町村長の権限で防災会議に女性委員を増員しやすくなった
2. 東日本大震災復興基本法等への男女共同参画の視点の導入
3. 防災基本計画に、女性固有のニーズへの追記
4. 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の策定



菅元首相との面談を終えて

災害対策基本法

(2012年改正)

- ・地域防災計画に多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、充て職となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加。

(2013年改正)

- ・被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

防災基本計画の改正状況

・2011年12月改正

「地方公共団体は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、**女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など**、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。」

その後の改正

①防災をめぐる社会構造の変化と対応

「男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」

②物資の調達・供給活動

「要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。」

2013年5月(内閣府) 男女共同参画の視点からの 防災・復興の取組指針と チェックシートを作成

- 平常時からの男女共同参画の推進が
防災・復興の基盤となる
- 「主体的な担い手」として女性を位置づける
- 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- 民間と行政の協働により男女共同参画を推進する

要望を踏まえ本質的な内容を盛り込んだ取組指針



第3回国連防災世界会議

2015年3月14日



仙台防災枠組 (SFDRR)を採択

- ・より広範囲かつ
人間中心の予防的
アプローチ

女性メジャーグループと連携

世界各地から集まった女性主要グループの人たちと連携して仙台防災枠組みにジェンダーが主流化されるよう国連並びに参加各国の代表に対して要望活動を展開



2014/11/19 02:49

仙台防災枠組みに 明確化された女性の役割

- ・女性・若者のリーダーシップの推進
- ・女性の参画は、災害リスク削減政策、計画、事業の立案、資金調達、実施において重要である
- ・母親、新生児、子どもの健康、性と生殖に関する健康を含む基本的な健康サービスを改善
- ・女性のエンパワーメントと男女平等は、災害に強い(レジリエントな)国や地域社会をつくるための鍵となる

2016年4月14日 熊本地震発生

男女共同参画センターは取組指針に沿って活動

阪神・淡路、新潟中越、東日本大震災の過去3回の震災を経て、女性たちが男女共同参画の視点から見直しを求めた法律や計画、取組指針が各処で機能し、一定の成果を見ることができた。



東日本大震災以降も 火山の噴火、豪雨などの数多くの自然災害が発生



広島市土砂災害 2014年8月



御嶽山噴火 2014年9月



九州北部豪雨 2017年7月



西日本豪雨 2018年7月

新型コロナウイルス対策 について内閣府に要望

男女共同参画と災害・復興ネットワーク



2020年9月14日 林男女共同参画局と

ロビー活動力の強化

- ロビー活動は市民団体・NPOなどが政府や自治体に政策の提言や制度の改善を求める活動です。
- 私たちは、男女共同参画と多様性の視点から社会の変革を求めてロビー活動を行っている。

おわり